

平成28年2月定例会 文教委員会の概要

日時 平成28年 3月 4日(金) 開会 午前10時 2分  
閉会 午後 3時22分

場所 第8委員会室

出席委員 星野光弘委員長

柿沼トミ子副委員長

杉島理一郎委員、石井平夫委員、諸井真英委員、樋口邦利委員、

浅野目義英委員、菅原文仁委員、鈴木正人委員、福永信之委員、村岡正嗣委員

欠席委員 なし

説明者 高木康夫教育委員会委員長、関根郁夫教育長、櫻井郁夫副教育長、  
柚木博教育総務部長、古川治夫県立学校部長、安原輝彦市町村支援部長、  
塩野谷孝志教育総務部副部長、高田直芳県立学校部副部長、  
小澤健史県立学校部副部長、松本浩市町村支援部副部長、  
吉田正市町村支援部副部長、佐藤裕之総務課長、大根田頼尚教育政策課長、  
佐藤卓史魅力ある高校づくり課長、廣川達郎財務課長、及川孝之教職員課長、  
高橋和治福利課長、渡邊亮県立学校部参事兼県立学校人事課長、  
武内道郎高校教育指導課長、依田英樹生徒指導課長、岡部年男教職員採用課長、  
加賀谷貴彦保健体育課長、宇田川和久県立学校部参事兼特別支援教育課長、  
小島克也県立学校人事課学校評価幹、鎌田亨小中学校人事課長、  
山田晋治義務教育指導課長、藤田栄二家庭地域連携課長、  
芋川修生涯学習文化財課長、長谷川雄一人権教育課長、  
横松伸二市町村支援部副参事

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第37号	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第38号	埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例	原案可決
第39号	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第52号	平成27年度埼玉県一般会計補正予算(第6号)のうち教育局関係	原案可決
第60号	平成27年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第75号	学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願  
なし

#### 所管事務調査

教育の政治的中立の確保への対応、豊春中学校問題について  
教科書発行者による謝礼問題について

#### 報告事項

埼玉教育の振興に関する大綱について  
埼玉県公立高等学校入学者選抜における学力検査の改善について  
魅力ある県立学校づくりの方針の策定について

**【付託議案に対する質疑】**

**鈴木委員**

第75号議案について、人事委員会勧告に基づいて期末・勤勉手当を4.1月分から4.2月分に引き上げるとのことだが、民間の状況を反映したものと捉えてよいのか。その場合、どのような事業所を参考にしたのか。

**教職員課長**

期末・勤勉手当について、民間の支給割合が約4.2月分であったため、それに見合うよう勤勉手当を0.1月分引き上げるものである。また、事業所については、県内の50人以上の民間企業を人事委員会が調査したものである。

**鈴木委員**

50人以上の民間企業を調査したとのことだが、何社調査して引き上げると決定したのか。

**教職員課長**

377事業所である。

**浅野日委員**

第37号議案の説明において、高等学校の定数増の理由として理数科の設置の話があった。入試の状況などを報道で見ている限り、競争率が高いため理数科を設置するものと推察するが、理数科の設置理由を教えてください。

また、現在理数科がどのくらいあるのか、さらに理数科は抜群に競争率が高いが、このトレンドについて伺いたい。

**魅力ある高校づくり課長**

現在、県立高校では、大宮高校、熊谷西高校、松山高校、越谷北高校の4校に理数科を設置している。今回新たに所沢北高校に設置する理由の一つとして、現在設置されている地域は、県の西南部地域から通学するには長時間を要するという状況がある。また、この地域に理数科を設置するもう一つの大きな理由は、県内全域に理数教育の基盤を確立し、理数教育の充実を図っていきたいという政策的目的である。さらに、所沢北高校自体も近年、国公立大学の合格実績が向上していることから、新たな理数科の拠点としてふさわしいと判断した。

入試倍率については、近年理数科は非常に高い数字が出ている。例えば、大宮高校の理数科が、県内トップの入試倍率という報道がされている。理数科の志望状況の高さも含め、所沢北高校への理数科設置を判断させていただいた。

**菅原委員**

- 1 第37号議案について、なぜ理数科を設置すると教員が増えるのか。
- 2 第52号議案について伺う。資料4の6ページ、教育環境整備基金についてであるが、基金の目的を教えてください。

- 3 寄附金は、どのように集めているのか。このような基金の取組は他県でも行っているのか。
- 4 資料4の15ページの繰越明許費について伺う。該当する学校はどこか。入札不調は何回程度あったのか。繰り越したことで学校の授業や部活に影響が出ていないのか。

#### 参事兼県立学校人事課長

- 1 定数については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律において、理数科を設置した場合の定数について定められており、それに準じている。

#### 財務課長

- 2 基金の目的は大きく二つある。一つは、未利用になった学校を売却した際、国庫補助残存分を国に返納する必要があるが、教育環境を整備するための基金に積むことで返納しなくてよいという仕組みがある。そのため、国庫返納分の受入先としてこの基金を設置している。もう一つは本県の特徴になるが、この基金を各学校の特色化を進めるために使用するものである。
- 3 寄附の受入れは既に機能している。今年度、各学校が特色化のプランを作成し、来年度から本格的に寄附を募集するが、彩の国だより11月号に掲載したところ、心ある方から県の教育全般に使ってほしいとのことで寄附を頂くことができた。  
他県の状況については詳細な数はつかないが、何らかの形で各県とも国庫の返納分を受け入れるための基金を設けているものと認識している。
- 4 まず前提として、今回の工事は非構造部材、つり天井の耐震対策や落下防止ネットの設置を行うものである。今年度、本県は101校200棟の工事を計画し執行した。執行については、ほとんどを都市整備部へ執行委任している。市町村も耐震対策を進めており、競合の結果、労働力の不足に陥っている状況である。具体的には、鴻巣高校と小鹿野高校の2校が繰越しとなった。鴻巣高校は11月から12月にかけて3回入札を実施したが不調、小鹿野高校は4月から12月にかけて5回入札を実施したが不調となった。繰越しによる授業や部活動への影響はない。

#### 菅原委員

基金について、具体的に平成27年度はどの学校にいくら配分したのか。  
また、埼玉の教育を良くしたいと考えている人は多くいると思う。広報を積極的に行うべきである。今後の広報について伺う。

#### 財務課長

今年度、各学校が特色化のプランを作成している。来年度4月以降、プランができたところから提示して寄附を募集する予定である。本格的な広報もそれに併せて4月以降行っていく。

#### 村岡委員

- 1 第37号議案について。小・中学校、高校でも同様であるが、特に特別支援学校では定数内での臨時的任用教員の割合が多いことが問題である。今回の定数増が、この定数内臨任の割合が高いという問題の解決に寄与するものなのか、あるいはそのような考えの下に定数増となっているのか。
- 2 第38号議案について。議案は小児医療センターの移転に伴うものである。特別支援

学校の新設について異論はないが、病院が移転したとしても、岩槻特別支援学校を必要とする家族がいるのではないか。新病院と一体に新設するとしても、今すぐに岩槻特別支援学校を廃止する差し迫った重大な理由はあるのか。条例の施行期日が定まっていなければ、今廃止を決める必要があるのか。

- 3 第39号議案について。フレックスタイム制を設けるということだが、職員が勤務時間を弾力的に割り振る、あるいは融通し合うということは、教育の現場においてはなじまないのではないか。フレックスタイム制が導入されて、仮に実施されたとして、教員の超多忙な状況が、少しでも緩和されるのか。
- 4 第52号議案について。県立学校の体育館整備の繰越しは入札不調という理由であったが、今後の見通しについて説明を聞きたい。
- 5 第60号議案について。金融機関へ支払う事務手数料の減額についてであるが、金融機関は埼玉りそな銀行だと思うが、手数料はどのように決めているのか。また、マイナス金利など金融情勢の影響も踏まえて決めているのか。
- 6 第75号議案について。学校職員の給与に関する条例についてであるが、給料表の各級の基準となる職務が規定された。新年度には4級の主任が廃止されると聞いたが事実か。そうなった場合、現在3級の人が何らかの不利益を被ることはないのか。それに対する手当を予定しているのか。

#### 参事兼県立学校人事課長

- 1 定数増は臨任率の低下に結び付くものではないが、職員の採用数を増やすことによって臨任率の低下を目指している。御指摘のあった学校については、ほとんどの学校において臨任率の低下が図られる状況となっている。
- 3 フレックスタイム制については、現時点で、教員への導入には課題が多いと考えている。今後、教員に導入することになった場合は、教員の多忙化の解消という観点からも、課題の把握や効果等の研究をしっかりと行い、教員の多忙化の解消に取り組んでいきたい。
- 6 4級主任は廃止となる。本県の主任級職員の業務により学校現場が支えられていると認識しており、4級主任廃止は大変厳しいものである。今後見直しによる影響を少なくすべく、取組を進めていく。

#### 参事兼特別支援教育課長

- 2 岩槻特別支援学校は、小児医療センターに入院している学齢期の子供たちのための学校である。この度、小児医療センターが移転し、現時点での岩槻特別支援学校の役割は終了することとなるため、新しい学校を作ることになる。岩槻特別支援学校を必要とする子供がいるのではないかと御意見については、病院の状況を踏まえて適切に対応していきたい。

#### 財務課長

- 4 繰越しの件については、既に入札に向け準備を始めているところである。来年度は、今年度ほど工業者が不足する状況ではないと業者等から聞いている。今年度は基本的には学校、施設の利用状況を優先し、学校活動に支障のない範囲で工期設定をしていた。来年度は、学校の希望を優先しつつできるだけ幅広く工期が取れるよう、日程の調整を始めている。さらに、なるべく早い時期に入札を行うことで、早期に業者を決定できるとともに、入札機会も複数回確保できるので、4月当初から入札作業を行うよう、関係部局と調整を始めている。進行管理をしっかりと行い、確実に工事を終わらせるよう努め

る。

- 5 手数料は、貸付残高に一定の手数料率を乗じて算出している。手数料率は、金融機関における貸出金利を踏まえ、金融機関との協議により決定している。なお、最新の手数料率は1.65%である。昨今の金利の動きは、県としても注視しており、引下げ等の動きがあれば、速やかに金融機関と協議する。

#### 村岡委員

特別支援学校の廃止について。適切に対応するとのことだが、小児医療センターの移転問題について、知事は、患者家族や関係自治体に対し、残す機能を検討すると約束している。この点については、まだ決着していない。現時点の中間報告では、障害児の入所施設として長期入所が28床、短期入所が12床、計40床の施設となるとの報告を受けている。特別支援学校を必要とする子供が相当数出ると予想される。具体的にどのように対応するのか。

#### 参事兼特別支援教育課長

現在、肢体不自由の特別支援学校では、教員が訪問して指導を行っている。入所施設に対しては、これまでと同様の対応が必要と考えている。今のところ、病院局から入所施設について説明がない。教育局だけでイメージを膨らませて対応することはできないので、病院局からの情報を踏まえて、必要な手立てについて考えていきたい。

#### 村岡委員

病院局の動向が不確かなのは理解している。患者家族の願いは、病院の機能を残してほしいということである。今後、規模の大小があっても、病院の機能を残すことになった場合には、必然的に特別支援学校が必要となる。どのような機能を残すのか決着していない中で、新設はともかく、廃止まで同時に決めることはないのではないか。

#### 参事兼特別支援教育課長

病院局からは、医療型の入所施設となるとは聞いているが、十分にイメージできる内容ではない。教育局だけで独自に動くことはできないので、今後、病院局と連携を図りながら対応していく。障害がある子供の学齢期の学習保障については、しっかりとやらせていただきたい。

#### 福永委員

- 1 第39号議案について。教員への普及については考えていないという否定的な答弁があった。教員が部活動指導などで忙しい中で、フレックスタイム制を導入して、少しでも負担を軽減できないのか。残業手当もないことから、前向きにモデルケースを考えないのか。
- 2 十数年前頃は、養護学校に通わせたくないという保護者が多かったが、今は特別支援学校に通わせたいという流れが強くなっている。子供の数が減っている中、特別支援学校の定員が増えている状況だが、学校そのものに対する保護者の受け止め方は変わってきているのか。
- 3 普通の中学校に在籍しているが、特別な支援を必要とする生徒が増えていることについて、対応する教員はどのくらいいるのか。

### 参事兼県立学校人事課長

- 1 先ほども申し上げたとおり、現在、教員については課題が多いため、導入は難しいと考えている。ただし、様々な状況を検討し、導入が可能かどうか、今後検討を重ねていきたい。

### 参事兼特別支援教育課長

- 2 名称が養護学校から特別支援学校に変わり、特別支援学校の実践内容が認められてきたこともあり、保護者の理解が進んだと考えている。

### 小中学校人事課長

- 3 中学校の特別支援学級における生徒の状況及び教員数について、小・中学校全体の生徒数は減少傾向にある中、中学校の特別支援学級の生徒数は153人増加している。特別支援学級は8人を上限として1クラスを編成することから、必然的に学級数も増え、教員数も必要となる。

### 福永委員

フレックスタイム制について。県教育局として慎重に検討するとの話だが、多忙な教師の負担を少しでも軽くし、授業研究などに時間を割けるようにならないのか。条例改正について、もう少し前向きに捉えた方がよいと思うがいかがか。

### 参事兼県立学校人事課長

御指摘いただいたように、教員の多忙化の解消や教員が児童生徒と向き合う時間を確保するのは大変重要なことだと認識している。このフレックスタイム制がそれに直接つながるかという点、様々な課題があり、今すぐには難しいと思っているが、今後の多忙化の解消に向けて、様々な意見を聞きながら取り組んでいきたい。

---

## 【付託議案に対する討論】

### 村岡委員

第38号議案、埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行う。埼玉県立けやき特別支援学校の設置と、埼玉県立岩槻特別支援学校を廃止するもので、いずれも岩槻にある県立小児医療センターのさいたま新都心への移転に伴うものである。我が党は新たな病院が作られること、そこに新たな特別支援学校が設置されること自体に反対するものではない。しかし、患者家族や関係自治体等の「現在地へ病院機能を残してほしい」という悲痛な声を省みないまま移転を強行し、それに併せて現在の岩槻特別支援学校を廃止してしまうことは容認できない。知事は現在地に残す機能を検討すると約束したが、現在までに明らかにされた機能は「40床の医療型障害児入所施設」であって、これに患者家族らは納得していない。患者家族らと合意の得られぬままに病院移転と一体に学校を廃止することには反対である。

---

## 【所管事務調査（教育の政治的中立の確保への対応、豊春中学校問題について）】

### 杉島委員

12月定例会における本委員会の中で福永委員から質問があり、2月定例会でも権守議員や新井議員の一般質問があった、豊春中学校の教諭が学校現場で特定の政党機関紙の記事を使い作成したプリントを配った事案について質問したい。まず、改めて本件について

の経緯と県としての対応状況の報告を願う。

### 義務教育指導課長

12月定例会以降の経過について御報告させていただく。県教育委員会としては、事案を認知後、当該教諭の行為が政治的行為として法律に抵触しているかなど、懲戒処分も視野に入れた調査を開始した。昨年12月17日には、当該教諭の服務監督権者である春日部市教育委員会から直接聞き取りを行った。また、今年1月8日には当該教諭及び校長に直接事実を確認した。その結果、時期や場面が特定されたものが4件あった。

まず1件目は、平成27年9月24日の帰りの会で、担任するクラス生徒に、安全保障関連法案に関する「赤旗」の号外記事の切り抜きに同教諭の個人的な意見を添えたプリントを配布したというものである。次に、同年12月2日の帰りの会で、同じく、担任するクラス生徒に、マイナンバーに関する「赤旗」の記事の切り抜きに同教諭の個人的な意見を添えたプリントを配布したというものである。また、9月には第2学年の国語の授業中に、現政権や首相への批判を何度か発言したということである。また、10月9日、担任するクラスでの合唱祭に関する指導の中で、自身の政治的意見に近い生徒の意見を取り上げて称賛する発言をしたということがあった。

このほか、時期や場面は特定されないが、当該教諭は生徒との日常的な会話の中でも、そのような政治的な事柄について自分の個人的な考えを幾度か述べたということである。

これらは、不適切な指導であることに間違いないので、当該教諭の反省を促して、指導改善のための研修や生徒・保護者への謝罪・説明を行わせるよう、春日部市教育委員会に対して指導した。

これを受けて、春日部市教育委員会は、1月28日から2月10日までの10日間にわたり当該教諭に対して研修を実施した。研修計画の立案に対しては、県教委もしっかりと関与した。また、研修の中では県の職員が直接出向いて指導している。春日部市教育委員会は2月10日に、政治的中立性の確保に疑義が生じるおそれのある不適切な授業を行ったとして、当該教諭に対し文書による訓告を行った。

その後、2月12日に本人及び校長が保護者に謝罪・説明をした。また、2月18日に本人が生徒に謝罪を行った上で、翌19日から授業に復帰をしている。その最初の2月19日の時には、市教育委員会のほか春日部市の市議会議員にも授業を公開して、併せて県教育委員会の指導主事もその場に立ち会って状況を確認している。

現在、当該教諭はチーム・ティーチングの授業を担当し、管理職、市教育委員会職員が状況を確認している、不適切な言動はその後報告されていない。

学校の状況は、現在落ち着いており、通常の教育活動が行われていると聞いている。

引き続き、当該教諭が適切に授業を行っているかどうか継続して見届けていくとともに、今後の当該教諭の状況によっては、更に厳しい処分を検討していくということになるかと思う。

なお、この事案を受け、県教育委員会から12月28日付けで市町村教育委員会宛に通知を発出し、全ての市町村の教育長に、直接注意喚起した。今後も市町村教育委員会を対象とした会議や各種研修等で、今回の事案を繰り返し取り上げて、教育現場における政治的中立性の確保に努めていく。

### 杉島委員

1 本件はかなり大きな問題だと思う。今回の処分は、市の教育委員会の処分だと思うが、県としては何か処分を下すのか。それが懲戒処分でないのであれば、その理由を併せて

教えていただきたい。

- 2 通知を出して注意喚起したということだが、本県の他の学校において同様の事案がないかについて調査を行うのか。

### 小中学校人事課長

- 1 今回当該教諭が行った一連の行為については、様々な御意見を頂いており、特に保護者から本当に許せないとの御意見を頂いた。私たちもこの教員に処分ができるのか、できないとすればどうなのか、ということを含めて2つの点を検討した。1点目は、当該教諭が行った一連の行為が、政治的行為として法令に抵触しているかどうか。2点目は、上司の職務命令に違反しているのかである。

まず、1点目の政治的行為に当たるかについては、様々な法令等を確認したが、公立学校の教員については、国家公務員の例によるとされており、「人事院規則」に照らして確認した。その結果、当該教諭の行為は、特定の政治的目的を持った政治的行為であると断定する事実は見当たらなかった。政治的目的と政治的行為の両方が成立しないと適用にならないものである。具体的に申し上げますと、授業中などの発言については、軽率な発言ではあったが、政治的な目的、特定の政党を支持であったり批判であったり、政党に関してのことではなく、あくまでも個人としての独りよがりな見解を述べたということで、このことを覆す事実は現在のところ見当たらない。また、切り抜き記事以外の「赤旗」の配布、掲示等についても、「人事院規則」に照らして確認してきたが、生徒や他の教職員にも聞き取りをした結果、そのような事実を確認することはできなかった。

2点目の職務命令違反については、市教委が早い段階で本事案の重大性を認識できずに、当該教諭を直接指導するなどの学校に対する具体的支援を行っておらず、校長も注意した程度にとどまっており、職務命令違反とは断定できないと判断した。

以上から、懲戒処分には至らないと判断したものであるが、当該教諭の生徒に対して行った行為は、政治的中立性の確保に疑義が生じるおそれのある極めて不適切な行為であったことは言うまでもない。可能な限り厳正な対処を行うために、春日部市教育委員会との協議を進め、当該教諭に対し、市の教育委員会から文書訓告と研修を実施することとしたところである。しかしながら、私どもとしても、文書訓告をもってこの件を終わりにするつもりはない。先ほど、義務教育指導課長からも説明があったが、授業には復帰しているが、現在も授業に校長、市教委が参観し見届けを行っており、今後も行っていくということである。3月に入ってから、昨日、本日も授業を1コマ持っているが、校長や市教育委員会が見届けを行っている。また、万一同様のことが繰り返された場合には、当然厳しい処分を検討する。

### 義務教育指導課長

- 2 まずは市町村教育委員会の意識を高めていきたい。このような事例はまかりならんということを、私たちがいつまでも繰り返し取り上げ、その中で不適切な事例があれば、その把握に努めていきたい。

### 鈴木委員

- 1 「赤旗」は政党のものであり、十分政治的なものが発せられていると思う。処分について、なぜできなかったのか。今の説明では納得できなかったので、もう一度伺う。
- 2 赤旗は論外であるが、五大新聞でも、例えば、安全保障の件に関しては全く論調が異

なったりする。今後、懸念されるのは、新聞を使った授業である。新聞を使った授業は悪いとは言わないが、一つの新聞社や一方の方向性だけの新聞社を使えば、同じような授業になってしまう。

最近、ある新聞社が実施している語学力検定があると聞いた。教員の方々は余り意識していないが、検定を受けなければならないということは、その新聞社を読まなければならない。このようなやり方もあると支援者から抗議の声を聞いている。政党の機関誌を使わなくても、論調の異なる新聞を見せず、五大新聞の偏った意見だけを使うことで、生徒を誘導する方法もある。

このような懸念に対して、多面的・多角的な授業を行うよう、どのような指導をしているのか。

### 小中学校人事課長

- 1 「赤旗」は政党が発行している新聞であるが、「人事院規則」の運用方針の「政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を、発行し、編集し、配布し、又はこれらの行為を援助すること」という文言に対し一つ一つ調べた。しかし、今回の行為が規則に抵触すると断定できず、「人事院規則」の運用方針に則って判断させていただいた。

### 義務教育指導課長

- 2 他の新聞であればよいのかという懸念については、私どもも同じ思いである。多面的・多角的に物事を捉える力を付けるために、積極的に新聞を教育の場に使用するという動きは進めていきたい。その際には、五大新聞を提示して、それぞれの新聞社がこのように述べているということを考えさせることが大事である。今回、繰り返し取り上げて啓発していくと説明したが、事案ごとの対応も含めて、現場の教員が共通の理解を持てるようにしていきたい。また、高校生用の副教材等を中学校の現場でも活用していきたい。

### 鈴木委員

- 1 やったもの勝ちではまずい。なぜ処分できないのか、もう一度伺う。
- 2 新聞社の比較を行わない授業は実施させないようにするということは大切であり、多面的・多角的に授業を行うためには、様々な新聞社の記事を見せたほうが良いという思いがあることは理解した。

最近、ある新聞社が他の企業と協同して語学力検定を実施しており、有料で必ず受検させている高校があるとの話を聞いている。語学力検定を実施している社の新聞を見ないと検定ができず、実に巧妙に特定の論調に誘導するやり方である。私のところにも、おかしいのではないかと意見を頂くが、そのチェック体制と指導について伺う。

### 小中学校人事課長

- 1 処分に当たり、「人事院規則」運用方針に照らしたが、あくまで政治的目的と政治的行為が両立していないと適用にはならないという部分が、一つの判断の結論であった。しかしながら、これは断じてあってはならない行為であり、子供たちに与える影響も踏まえ、市教委としては文書訓告をしたところである。二度とこうしたことがないように文書をもって訓告する、これは一つの職務命令である。再度同様のことがあった場合には、県として厳しく対応していきたい。

## 義務教育指導課長

2 御指摘いただいた点は、私も問題意識を強く持って注意喚起に努めていく。

また、各市町村教育委員会にも投げ掛け、様々な協議の場で問題として取り上げていきたい。

## 鈴木委員

新聞を比較することについて、今の市町村教育委員会に働き掛けるとの答弁では、問題意識が小・中学校に限るような説明であった。語学力検定は県立高校の話である。県立高校について、どのようにチェックしているのか。18歳選挙権のこともあるので、高校について伺う。

## 高校教育指導課長

県立高校では、18歳選挙権、政治的中立性について大きな課題となっている。文科省の作成した教員用指導資料には、Q&Aの1つとして、政治的に対立する見解がある現実の課題を指導するに当たっての注意事項が記載されている。新聞記事等を使用する際には、異なる見解を持つ複数紙を使用するなど、細かな記載がある。教員には、政治的な話題を取り上げる際には、万遍なくいろいろな考え方を取り上げるよう注意することが記載されている。今後とも一層徹底していきたい。

## 菅原委員

研修を10日間したとのことだが、具体的に何時間ぐらい、どのような内容の研修をしたのか。

## 義務教育指導課長

10日間の研修は異例のものである。一般的に指導力に問題がある場合には、授業をしながら市町村教育委員会の担当者が同席して指導助言を与えるものだが、今回の場合は授業から外した。

研修は春日部市教育委員会で行い、講義を主とし、管理規則や服務規程をはじめ、教育基本法、指導方法、学習指導要領に基づいた教科の在り方などの基本や、今回の問題点について10日間にわたって行った。

## 菅原委員

今回の問題は、政治的中立性をどのように担保するかについてであると思う。基本的なことも大事だと思うが、政治的中立性を当該教員にしっかり理解させることにつけるが、その点について研修されたのか。今の答弁ではそこが抜けていた気がしたのでもう一度伺う。

## 義務教育指導課長

今回の事案を柱として、政治的中立性に関する内容について指導した。8日目には評価面接も行い、春日部市教育委員会の教育長をはじめ、市教育委員会職員、校長、PTA会長が同席し、私も実際立ち会わせていただいて状況も確認し、本人とも話をした。

## 菅原委員

これは一つの前例である。これから同じような事案が起こらないようにしなければなら

ないが、起こってしまうことがあると思うので、事例を積み上げていくということが大事だと思うが、いかがか。

### 義務教育指導課長

御指摘のとおりであり、今回の例が一つの形になると思う。今回の対応がベターかベストかを検証しながら、今後、教員の指導に努めていく。

### 福永委員

保護者、生徒の観点が抜けている。本会議を傍聴した方からは、教育長の答弁はのらりくらりといった印象を受けたとの意見があった。保護者の観点から見れば、当該教員の教授法や、教員の資質だけが問題ではない。質の低い教員の指導ばかり見えて、児童生徒の学習権に関わるという視点が抜けている。帰りの時間に、プロパガンダに時間を割かれ、幅広い公民意識を学べる学校の場合、たった一人の教員が心酔した思想だけを聞かされることは子供の学習権の侵害であるとのFAXを頂いた。その視点から考えると、今回の処分には疑問を抱かざるを得ない。特定の政治的行動に誘導するものと思うが、どのように検討した結果、これが政治的目的を持った行為でないと言い切れるのか聞きたい。

### 小中学校人事課長

生徒を誘導するようなコメントを書き加えて配布している点が、十分に政治的目的を持っているのではないかということであるが、人事院規則によると、本人の主義主張を言ったことだけをもって、処分を行うことは苦しかったというところである。

### 福永委員

保護者からの観点では、教育長はどう考えているか。

### 教育長

当初は懲戒処分に当たるのではないかというのが、我々の率直な感覚であった。今後、懲戒処分ができないのか、どのようなことであれば処分ができるのか、研究していきたい。政治的行為で厳しいということであれば、予め職務命令をした上で、職務命令違反で処分をすることなどの工夫も含め、このようなことが二度と起こらないようにしなければいけないと考える。

保護者の視点については、私から補充授業、訂正授業をするように指示し、子供の学習権を大事にしている。

### 諸井委員

- 1 政治的な行為と政治的な目的が両立していないことから、人事院の規定に違反していないということであるが、内容を見れば行為そのものが政治的目的を持っているということが明白であると思う。両立していない根拠は何か、両立した場合はどのような状況をいい、何をもって両立したというのか。
- 2 人事院の規則に違反していないとするならば、何をもって訓告、処分となったのか。自分の主張を書かず、単にコピーを配ったときは、違反にならないのか確認したい。

### 小中学校人事課長

- 1 人事院規則の14の7に政治的目的の定義があるが、政治的目的をもってなされる行

為であっても、政治的行為を定める第6項に含まれない限り違反するものではないとただし書にある。政治的目的の定義の中にある、特定の政党その他の政治団体を支持しこれに反対することについては、政党の支持と政策の批判は必ずしも一致するものではないという判断がある。これについては、法律の専門家に確認をさせていただいた。

- 2 行為の良しあしは、教壇に立つ教員が、ふさわしいことか判断すべきことである。今回の行為では懲戒処分は苦しいところであるが、それが許される行為ではなく、極めて不適切であるということは言うまでもないことである。処分が軽いという認識をお持ちの方も多いと思うが、指導措置も軽いものではなく、市の教育委員会の最も重い処分の一つであると考えている。

---

## 【所管事務調査（教科書発行者による謝礼問題について）】

### 杉島委員

教科書発行者による謝礼問題について質問させていただく。新聞等でも報道がなされており、今定例会でも代表質問で鈴木委員から質問があったが、教科書採択前に教員が事前に教科書を閲覧し、対価を受け取っていた問題についてである。本件に関して、改めてその経緯と現状で県として把握していることの報告をお願いします。

### 義務教育指導課長

昨年発覚した三省堂による不適切な宣伝行為を受けて、文部科学省が義務教育諸学校用の教科書を発行する三省堂以外の21者に対して自己点検を行うよう指示し、各者は1月20日までに報告書を文部科学省に提出した。文部科学省では、その報告を都道府県別にまとめ、1月28日に各都道府県に対し事実確認の依頼を行った。私どもも1月28日に依頼を受け取っている。

不適切な宣伝行為の対応と教職員の関係人数について、3つのカテゴリーに分かれている。1つ目は、対価を伴わず申請本を教員等に閲覧させて意見を聴取した事案であり、本県ではそのうちの4者、66人が該当していた。2つ目は、申請本を教員等に閲覧させ、意見を聴取しその対価を支給した事案であり、本県は6者、167人であった。3つ目は、その他採択勧誘の疑念を生じさせる形で金品を贈った事案や、ただ金品を贈った事案であり、本県は0人であった。

県はその閲覧した者が所属する学校を所管している教育委員会に対して、2月2日に国から送付されたりストを基に、事実確認を依頼する文書を発出した。その後、2月12日に第1回目の報告を文部科学省宛に提出している。今後、3月11日に第2回目の調査報告を提出する予定である。

### 杉島委員

- 1 今の説明から、基本的に小・中学校の教科書採択の権限については、市町村教育委員会にあるということだが、現場の教員は、この教科書採択にどのように関わってくるのか。
- 2 教員が新しく作られる教科書を見ること自体が禁止をされているのか。
- 3 教員は公務員であるので、民間企業等から謝礼、金品等を受け取ること自体が既に違反ではないのか。

### 義務教育指導課長

- 1 いわゆる教科書採択の権限の問題について、現場の教員は各採択地区に置かれる教科

ごとの内容を調査する調査員になる場合がある。この調査員は、教科書の専門的な調査研究を行い、各発行者の特徴などを採択地区協議会や教育委員会に報告する役割を担うものである。

また、各学校における見本本の調査研究での関わりがある。これは、見本本の調査研究を各学校で取りまとめ、教育委員会等に報告する際、自分から積極的に関わるということである。なお、県では現場の教員に対して見本本を一人一人自分の目でしっかり確認して研究するよう勧めている。教育委員や教育長という立場ではないので、採択に対して直接的な関わりはないが、これらの形で関わることもある。

- 2 検定申請中の教科書の取扱いについては、教科書検定についての規程である教科用図書検定規則の実施細則において、具体的に検定を行う側である文部科学省と検定申請する側である教科書発行者の双方に対してその内容が外部の者の知るところとならないように適切に管理することを求めている。これが、外部の者に見せてはいけないという規程であり、閲覧禁止規程と言われている。ただ、この規程により縛りがあるのは文部科学省と教科書発行者であり、教員が見ることを禁じられているかということ、直接的にはそのような表現は用いておらず、基本的にはそのような事例はないという前提で成り立っているものかと考える。

また、制度上、教員が教科書を見ることになるのは、教科書採択の年に各地域の教科書展示会に教科書の見本本が置かれる時点からである。

### 小中学校人事課長

- 3 法令等では、謝金などを受け取ることを禁止しているものではない。しかし今回の事案は、相手方が教科書発行会社という特殊な企業である。教科書の採択に疑念を抱かれるような可能性のある不適切な行為であると言わざるを得ない、極めて軽率な行為であると思っている。

これまでの調査の中では、意見を求められたことに対する謝金という結果となっている者が多いが、教員の中には調査を行う立場の者が含まれている。最終的には、採択は市町村教育委員会や地区の採択協議会が行うが、採択への影響がなかったのかどうかについて、しっかりと吟味していかなくてはならない。

先ほど、義務教育指導課長から3月に文部科学省に報告すると説明したが、文部科学省に報告したら終わりではない。該当となっている教員が200人以上いるが、その関わり方について、ここからが調査のスタートという意味合いを持っている。一つ一つの件に関して報告させ、必要に応じて県が直接本人から話を聞くなどして、しっかりと調べていきたい。

### 杉島委員

- 1 検定後の見本本であれば閲覧をして調査研究をすることは、教員の通常の調査研究業務であること。教科書会社は検定中は見せてはいけないということ。教員側が見てはいけないということではないということ。教員側には縛りが掛かっておらず、見せてはいけないのは業者側で、教員が見てはいけないという規定はないということ。以上について理解した。

今回、調査員になった教員に対して謝礼が支払われたとすれば、それは、その教員が作った資料が選定の参考になることから、当然採択に関与した人の一人に当たると思うが、その理解でよいか。

- 2 教員への縛りが掛かっていないとのことだが、教科書出版会社に対しての何らかの措

置を講じるのか。

- 3 採択との因果関係という話があったが、この調査員が採択に関わっていることも含めると、採択の因果関係の証明はどのようにするのか。

### 義務教育指導課長

- 1 調査員の関わりについて、教科書会社は検定中の教科書を調査員に見せたわけではない。教員が調査員になるかどうか、まだ分からない状況の中、教科書会社から声を掛けられて、出席している。採択に関与した疑念も当然あり、現在聞き取りを進めているところである。なお、多くの教員は検定中の教科書について意見を聞きたいという依頼を一切受けていない。今回の事例の多くは、例えば、学習指導要領、教科の指導やデジタル教材について御意見を頂きたいので、御足労願いますかという誘いを受け、足を運んだということが明らかになってきた。今回、国からの調査に対して、教科書を見たという意識が余りないという回答もある。教科書会社の報告ミスもあることから、まだ精査している状況である。
- 2 出版社に対する対応は、基本的には国が行うことである。しかし、今回このような問題が起こった背景には、教員の意識の低さがあり、今後、きちんと指導していく必要がある。文部科学省でもルールづくりをすると聞いているが、その動きも注視し、二度と起こらないようにしていきたい。
- 3 因果関係について、全くないというスタンスではない。一連の行為について、市町村教育委員会と連携して確認しているところである。今後、調査員が作成した資料が公平・公正なものであるのかどうか、きちんと見ていく必要がある。調査員は複数で調査するものであり、例えば、当該者が閲覧した教科書を不当に推す言動があるのかなど、周りの調査員への聞き取りも必要になると考える。  
また、教科書はそれぞれの市町村で採択しており、どのような経緯を経て採択されてきたのかということも改めて確認をしていく必要がある。ここは少し時間がかかるかもしれないが、責任を持って確認をしていきたい。

### 杉島委員

謝礼の件であるが、公務員のいわゆる兼業や副収入の規程には違反しないのか。例えば、スポーツ用品業者などの学校納入業者からの試供に対する謝礼などは受け取ってよいのか。

### 小中学校人事課長

法的には、地方公務員法の中の営利企業等の従事制限と教育公務員特例法の中の兼職・兼業が関わってくるが、法の解釈の中で、いわゆる講演料や、何かの講義や原稿料などに対する謝金、実費弁償である車代等については労働の対価とは言えず、報酬には当たらないという地方公務員法上の解釈がある。だからといって全て受け取ってよいわけではなく、市町村によっては届出を義務付けているところがあるなど、倫理規程に対する抵触があるかどうか当然確認する必要がある。

したがって、各市町村における手続や、採択へ何らかの影響があったかどうか、その点を含めて、これからしっかりと調査をしていかななくてはならないと考えている。

御指摘の納入業者からの謝礼については、受け取ってはならないものであると認識している。

## 諸井委員

- 1 国からの調査の全貌はいつ分かるのか。また、文教委員会にいつ報告されるのか。また、今、把握している段階でよいが、いつ、どのような形で始まったのか。今回直近2回の採択について話題になっているが、それ以前は一切、このようなことがなかったのか。それとも昔からあったのか。
- 2 講演料などは良い、交通費であれば良いという説明があったが、今回の問題でも対価として数千円から数万円と幅があると聞いている。数千円程度であれば、交通費として理解できなくもないが、例えば5万円である場合には、そのような考え方から逸脱しているのではないか。我々議員にもいろいろな規定があり、選挙時等の支払いの場合、対価として見合わないかと判断されると違法であるとして逮捕されてしまうが、このような事例に当たるのではないか。
- 3 現金、物品を贈った事案については埼玉県内ではなかったということだが、食事に誘われるなど接待された例はあったのか。
- 4 高校の教科書も採択は行っているわけだが、この問題は小・中学校の教科書だけに起きているものであり、高校の教科書について該当はないということか。
- 5 贈った側に対する対応は今後どうするのか。分かりやすい例で言えば、企業が公共工事の入札に当たり、収賄をしていれば、すぐに犯罪になるわけで、例えば何年間かの指名停止になる。今回問題となった会社の教科書は一定期間、採択すべきでないという気もするが、いかがか。
- 6 私も一般質問で取り上げてきたが、教科書を採択する教育委員会などの会議のほとんどが非公開になっている。県の立場としては、公開が望ましいため指導したいと答弁を頂くが、市町村ではかたくなに非公開を貫いている。このような事件を受け、公開を義務付ける必要があるのではないか。公開しないことで、誰がどの程度採択に関わったのか分かりにくくなっている。公開すべきと考えるがいかがか。
- 7 副読本の場合、ほとんどで随意契約が行われているが、何十年も随意契約で行っている事例がある。副読本に関して教科書とは別に金品のやり取り、物品のやり取りについて把握しているか。
- 8 今の教科書採択の仕組みでは、今後も謝礼問題が食い止められないと感じる。先ほどの公開・非公開も含めて、現行の制度では防げないのではないか。仕組みを改める必要があると考えるがいかがか。

## 委員長

この際申し上げる。

ただ今から1人の傍聴者が入室するので報告する。

## 義務教育指導課長

- 1 国からの調査は3月11日までに報告することになっている。その後、国で取りまとめ、何らかの形で公表されると考える。国と連携しながら、明らかにしていきたい。  
教科書業は公正取引委員会において特殊指定されている業種であったが、採択手続の整備や教科書発行者の変化によって、平成18年9月からその特殊指定が廃止され、独占禁止法による一般指定の対象業種となっている。今回の謝礼問題を受けて、教科書発行者が自主点検、検証を行った期間は、独占禁止法の特殊指定が廃止された平成18年9月以降である。
- 3 金品だけではなく、食事・接待もあるのではないかとこのことについても現在調査中で

ある。

- 5 贈った側に対しては、国が厳しく対応していくと考えている。
- 6 県では公開が望ましいとしている。繰り返し指導していきたい。
- 7 副読本の随意契約に関しては、情報を持ち合わせていない。
- 8 今後の採択の仕組みについては、国の動向を注視したい。教科書の採択については、県が主体的に動けるので、市町村に対して強く指導していきたい。

#### 高校教育指導課長

- 4 高校は小中学校と採択の手続が若干異なり、小中学校は採択地区ごとに4年に一度であるが、高等学校は毎年学校ごとに行われている。各学校では校長を中心に内容を精査して選定案をまとめる。その際には選定理由書など様々な書類を整え、県教育委員会で教育委員も中身をよく見て採択を行うという手続になっている。今回の事件を受けて、選定権者である校長に、検定途中の教科書を見て意見を求められたことはあるか調査を行ったが、一件もなかったことから高校での該当はないと考えている。

#### 諸井委員

高校については校長に話を聞いた結果とのことだが、調査の仕方が簡素すぎるのではないかと感じる。きちんとした調査をしていただきたい。高校の場合は採択が細分化されていて、その地域の高校が全部同じ教科書を選ぶわけではないことは承知しているが、こういう事件が起きていることを踏まえ対応していただきたい。

議事録の公開について、県から指導しても市町村は公開しないのが現状である。少なくとも今回の2回の採択に関して、公開していない市町村や採択地区から県に議事録を出させるなどして確認しないと、本当に採択に関わったかどうか分からない。しっかりとやっていただきたい。

#### 市町村支援部長

本件については、全国5,000人以上の教職員が関わっているという非常に大きな問題であると受け止めている。そうした中、委員の皆様、県民の皆様からも多大な御心配を頂いている。

国からの調査は3月11日に報告するが、それは市町村教育委員会から上がってきたものを取りまとめて報告するものである。上がってきた報告の中で、疑義があるものについては、市町村教育委員会への聞き取りも含めて、県が直接調査に当たるという姿勢で臨む。

また、県にも様々な批判や御意見を頂いている。この際、各市町村の教科書採択について詳しく状況を聞いてみる予定である。少し時間がかかるかもしれないが、できるだけスピーディに主体的に関わっていきたい。

#### 高校教育指導課長

文部科学省に問い合わせたところ、文部科学省では高等学校についても教科書協会を通じて各教科書会社に自己点検させ、事実があれば報告するように求めたとのことである。現時点で報告がないということは、該当はないのだろうと受け止めているところである。

#### 鈴木委員

私の知るところ、埼玉県の場合は167人の教員が6者から金銭を受け取っている。歴史、公民においては23ある採択地区のうち22地区が謝礼を一番多く支払っていた東京

書籍を採択しており、167人中116人の教員が東京書籍から謝礼を受け取っている。1地区だけ教育出版が採択されているが、教育出版は3番目に関与者が多く、35人が謝礼を受け取っている。

また、特別支援学校中等部については、14校中で、歴史では11校が東京書籍、公民では10校が東京書籍であり、結果だけ見るとやった者勝ちのように見受けられる。

私の地元の地区の教育委員に「どのような実態で選ばれているのか」と尋ねたところ、「現場の教員が使いやすい教科書にしましょうという意見が出て、何となく東京書籍に決まっている」ということであった。他の地区でもそのような状況なのか、徹底的に調査してほしい。そこで質問する。

- 1 教科書採択における調査員にはかなりの影響力があるのではないかとと思われる。文部科学省に報告するときに、調査員は採択の当事者として扱うべきだと考えるが、いかがか。
- 2 今回関与した中に、調査員は何人くらいいたのか。謝礼の名目が「意見を聴いたことへの謝礼」と言っても、結果として採択されれば、謝礼をもらった調査員の影響とみなされても仕方ないと思うが、いかがか。

### 義務教育指導課長

- 1 国への報告に際しては、関与した者として報告することになる。
- 2 調査員は今のところ県内では30人いるということが判明しており、採択地区の状況を現在確認しているところである。委員御指摘のとおり、疑念が生じていることは間違いないため、その者たちが採択にどのように関わっていたのかをきちんと調査する。

また、諸井委員も御指摘のとおり、議事録が公開されていないのではないかと、という疑念を払拭できないことは、私どもも同感であり、強く指導していきたい。

### 鈴木委員

特別支援学校中等部の教科書については、現場の教員の意向を尊重して採択しているとのことである。伊奈学園中学校については、教育委員が自ら教科書を読み、教育理念の下での教科書を採択したことはすばらしいと評価している。しかし、特別支援学校中等部については、いろいろ大変だからという理由で現場の教員の意見を尊重し、ばらばらの教科書採択になっており、結果的に謝礼をもらった会社の教科書が採択されている。このままでよいのか。このような形で採択を行わなければならないのはなぜか。謝礼をもらっていたということは聞いていたのか、教育委員会委員長に伺う。

### 教育委員会委員長

特別支援学校中等部の教科書採択については、昨年度、しっかりと研究や学校訪問を行い、適正に採択を行ったつもりである。今回の教科書の採択に関連する金品のやりとりについては、当時は全く関知していなかった。今後、しっかりと原点に立ち返り、教科書採択を改めなければならないと考えている。